

(別紙)

聖家族の家 若宮 利用料金表

令和4年10月1日改正

利用料金は、介護サービス費（加算含）の自己負担金と食費及び居住費を合算したものとなります。食費と居住費については、世帯や本人の収入状況により負担の減免を申請することができます。減免の認定については、福岡市（各区介護保険課サービス係）へお問い合わせ下さい。

●1ヶ月当り（31日）お支払いいただく基本費な利用料の目安（1割負担の場合）

収入		1日当り	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	介護サービス費	¥876～1,202	¥61,907	¥64,387	¥67,050	¥69,567	¥72,010
	食費	¥300					
	居住費	¥820					
第2段階	介護サービス費	¥876～1,202	¥64,697	¥67,177	¥69,840	¥72,357	¥74,800
	食費	¥390					
	居住費	¥820					
第3段階-1	介護サービス費	¥876～1,202	¥87,947	¥90,427	¥93,090	¥95,607	¥98,050
	食費	¥650					
	居住費	¥1,310					
第3段階-2	介護サービス費	¥876～1,202	¥109,957	¥112,437	¥115,100	¥117,617	¥120,060
	食費	¥1,360					
	居住費	¥1,310					
第4段階	介護サービス費	¥876～1,202	¥134,168	¥136,648	¥139,311	¥141,828	¥144,271
	食費	¥1,445					
	居住費	¥2,006					

※個人による選択的なサービスの費用は含まれません。

●介護サービス費の内訳（1日当り）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費用 (単位)	基本単位	652	720	793	862	929
	看護体制加算（Ⅰ）	6				
	看護体制加算（Ⅱ）	13				
	日常生活継続支援加算	46				
	夜勤職員配置加算	27				
	小計	744	812	885	954	1,021
サービス総費用	地域加算（5級地+4.5%）	¥8,757	¥9,551	¥10,408	¥11,223	¥12,017
	介護職員処遇改善加算（+8.3%）					
	介護職員等特定処遇改善加算（+2.7%）					
	介護職員等ベースアップ等支援加算（+1.6%）					
利用者負担額（負担割合1割の場合） ※負担割合は個人別で一律ではありません	¥876	¥956	¥1,041	¥1,123	¥1,202	

※ 上記以外に月ごとに科学的介護推進体制加算として40単位が算定されます。

注1) 上記のほか、状況によって下記の加算が算定されます。

療養食加算（1食毎6単位）医師の指示による食事箋に基づき食事を提供した場合

初期加算（30単位/日）入居開始後及び1ヶ月以上入院後の30日間

入院外泊費用（246単位/入院、外泊の開始より月当り最大6日間まで発生）

注2) 入院、外泊時に居室を確保しておく費用として、その期間中も居住費はご負担いただきます。

ただし、短期入所生活介護（ショートステイ）の利用に供していただいている期間を除きます。

なお、入院、外泊期間中は、所得区分による負担限度額（特定入所生活サービス費の支給）が適用されませんので、ご負担いただく居住費は一律1日当り¥2,006となります。

生活保護受給者の方は、所定の手続きをすることによって居住費の自己負担はありません。

◎収入の段階について

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	預貯金等が1,000万円以下の方(夫婦で2,000万円以下の方)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	預貯金等が650万円以下の方(夫婦で1,650万円以下の方)
第3段階(1)	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方(夫婦で1,550万円以下の方)
第3段階(2)	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方(夫婦で1,500万円以下の方)
第4段階(非該当)	本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者がいる方 本人が市民税課税の方 配偶者が市民税課税の方(世帯が分離している配偶者を含む)	利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方